

太田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

## 太田市規則第65号

### 太田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

太田市市税条例施行規則（平成17年太田市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第3号中「金銭」を「寄附金」に改める。

第10条中「市民税・県民税納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」に改める。

第11条第1項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に改め、同条第2項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」に改める。

別表第1市民税・県民税納税通知書（現年当初一般用）の項中「市民税・県民税納税通知書（現年当初一般用）」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書（現年当初一般用）」に、同表市民税・県民税納税通知書（現年当初口座振替用）の項中「市民税・県民税納税通知書（現年当初口座振替用）」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書（現年当初口座振替用）」に、同表市民税・県民税納税通知書（過年随時一般用）の項中「市民税・県民税納税通知書（過年随時一般用）」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書（過年随時一般用）」に、同表市

民税・県民税納税通知書(過年随時口座振替用)の項中「市民税・県民税納税通知書(過年随時口座振替用)」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書(過年随時口座振替用)」に、同表市民税・県民税納税通知書(納付済通知書兼納付書兼領収証書)の項中「市民税・県民税納税通知書(納付済通知書兼納付書兼領収証書)」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書(納付済通知書兼納付書兼領収証書)」に、同表市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書の項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に、同表市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた旨の届出書の項中「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」に改める。

「個人市民税      「個人市民税  
様式第7号中 個人県民税 を 個人県民税 に改める。  
」      森林環境税」

様式第8号を次のように改める。



発行日

親展

市役所から重要なお知らせです。必ずご覧ください。

・ご案内は内側にあります。ここからはがしてご覧ください。  
 なお、雨などで濡れた場合には乾かしてからいねいにはがしてください。

群馬県太田市 督促状兼領収済通知書

下記税額が未納になっておりますので、先にお送りしてあります納税通知書が本督促状で返金納付してください。  
 の本状の到着前にすでに納付されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

氏名	
お問い合わせ番号	

納付額		円
延滞金		円
合計額		円

(ご請求)金額を訂正した場合、コンピュータでは納付できません。

※この納付書は直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。  
 コンビニ収納用

発行日	
-----	--

納付額		領収日付印
納期限		

上記のとおり納付します。 太田市会計管理者 宛て

群馬県太田市納付書(原符)

切り取らずに金融機関へ送付してください。

氏名	
年度	期別
お問い合わせ番号	
納付額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
備考	

群馬県太田市長

領収日付印
-------

群馬県太田市領収証書

切り取らずに金融機関へ送付してください。

氏名	
年度	期別
お問い合わせ番号	
納付額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	
備考	

群馬県太田市長

※5年間保管してください。

領収日付印
-------

様式第10号を次のように改める。

督促状  
(法人市民税)

整理番号

あなたの市税が未納になっていますので、地方税法に基づき下記のとおり督促します。裏面もあわせてご覧ください。

平成 年 月 日

太田市長

税目	法人市民税	お問合せ番	号
会計年度	事業年度	自	年 月 日
		至	年 月 日
申告区分	納期限		年 月 日
この督促状の到着前に納付済の場合は行き違いですのでご了承ください。	税額		円
	延滞金	納付日に基づき計算	円
	合計		円

(平成 年 月 日現在)

群馬県  
太田市法人市民税 領収証書

区分	年度	税目	申告区分	
法人番号	申告区分 申告名称			
事業年度	10 予定申告			
	15 みなし申告			
	20 中間申告			
	30 見込納付			
	35 決算等算定			
	40 確定申告			
	41 修正申告			
	51 更正			
	60 決定			
納付金額	金額欄には〒は記入しないでください。			
法人税割額				
均等割額				
延滞金				
合計額				

納期限 年 月 日

所在地

法人名 様

上記のとおり領収しました。  
取りまとめ金融機関  
群馬銀行太田支店太田市役所出張所

(納入者保管) 領収日付印

群馬県  
太田市法人市民税 納付書原符

区分	年度	税目	申告区分	
法人番号	申告区分 申告名称			
事業年度	10 予定申告			
	15 みなし申告			
	20 中間申告			
	30 見込納付			
	35 決算等算定			
	40 確定申告			
	41 修正申告			
	51 更正			
	60 決定			
納付金額	金額欄には〒は記入しないでください。			
法人税割額				
均等割額				
延滞金				
合計額				

納期限 年 月 日

所在地

法人名 納

上記のとおり納付します。  
取りまとめ金融機関  
群馬銀行太田支店太田市役所出張所

(金融機関保管) 領収日付印

群馬県  
太田市法人市民税 納付済通知書

区分	年度	税目	申告区分	
法人番号	申告区分 申告名称			
事業年度	10 予定申告			
	15 みなし申告			
	20 中間申告			
	30 見込納付			
	35 決算等算定			
	40 確定申告			
	41 修正申告			
	51 更正			
	60 決定			
納付金額	金額欄には〒は記入しないでください。			
法人税割額				
均等割額				
延滞金				
合計額				

納期限 年 月 日

所在地

法人名 納

上記のとおり通知します。  
群馬県太田市会計管理者  
取りまとめ金融機関  
群馬銀行太田支店太田市役所出張所

(市役所保管) 領収日付印

様式第11号を次のように改める。

指定番号：\_\_\_\_\_  
年 月 日

様

群馬県太田市長



## 市 県 民 税 等 （ 特 別 徴 収 ） 月 割 額 納 入 の お た ず ね

あなたの事業所の 年度の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）月割納入額が、 年 月 日現在  
下記のとおり月割額と相違していますのでお調べください。また、月割額に変更がなく未納がある場合は、本状を督促状とさせていただきます。なお、本状の到着日前に既に納入されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

年度 月別内訳

(お問合せ番号: \_\_\_\_\_)

納入月	納期限	調定額 (円)	収入額 (円)	還付 (充当) した額 (円)	過・不足額 (円)
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					

## ご 注 意

この督促状は地方税法の規定によって発したものです。

## 【滞納処分】

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押等の滞納処分を受けることになります。

## 【延滞金】

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、税額の全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の延滞金割合\*を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合です。また、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、延滞金全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

※延滞金割合：当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項により告示された平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあっては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。

## 【審査請求】

この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に太田市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に太田市を被告として（太田市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号、様式第13号の2、様式第15号及び様式第15号の2中「市民税・県民税<sup>税額決定</sup>納税」を「市民税・県民税<sup>税額決定</sup>納税」・森林環境税<sup>納税</sup>に、「あなたの市民税・県民税」を「あなたの市民税・県民税・森林環境税」に、

「

計				
年 税 額	(B)		(C)	
年 税 増 減 額 ( B ) - ( C )				

」

を

「

計				
森 林 環 境 税				円
年税額 (市民税・県民税・森林環境税)	(B)		(C)	円
年 税 増 減 額 ( B ) - ( C )				円

」

に改める。

様式第16号中

「市民税・県民税

「市民税・県民税<sup>納付済通知書</sup>」を「市民税・県民税<sup>納付済通知書</sup>」・森林環境税<sup>納付済通知書</sup>に、

「<sup>㊤</sup>太田市<sup>納付書(原符)</sup>市民税・県民税」を「<sup>㊤</sup>太田市<sup>納付書(原符)</sup>市民税・県民税・森林環境税」に、

「<sup>㊤</sup>太田市<sup>領収証書</sup>市民税・県民税」を「<sup>㊤</sup>太田市<sup>領収証書</sup>市民税・県民税・森林環境税」に改

める。

様式第17号中

「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に、

「 年 月分以後に係る市民税特別徴収税額」を  
「 年 月分以後に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額」に改める。

様式第18号中

「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」を

「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた旨の届出書」に改める。

様式第19号中「平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。」を「申告納付すべきであった納期限の翌日から納付の日までの期間の属する各年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合

にあつては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。」に改める。

#### 様式第42号の2中

「納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金の割合については、延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）となります。この場合における年当たりの割合は、閏年の日々を含む期間についても、365日当たりの割合です。」を

「納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき

はその端数金額を、税額の全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨て)に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%)の延滞金割合\*を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合です。また、延滞金の額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、延滞金全額が1,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

※延滞金割合：当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項により告示された平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の2第1項第3号の改正規定は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第15号及び様式第15号の2の規定は、令和6年度以降の年度分の市民税、県民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの市民税及び県民税については、なお従前の例による。